

令和8年度地域クラブ活動中体連主催大会参加に係る登録要項

岩手県中学校体育連盟

1 趣旨

- (1) この登録は、(公財)日本中学校体育連盟主催「全国中学校体育大会」及び東北中学校体育連盟主催「東北中学校体育大会」の岩手県内予選会(岩手県中学校総合体育大会・各地区中学校総合体育大会)及び岩手県中学校新人大会・各地区中学校新人大会への出場を希望する団体が行うものである。
- (2) この登録は、上記大会(以下、「中体連主催大会」という。)への参加資格を得るためにものであり、本連盟に加盟するためのものではない。
- (3) この登録は、出場を希望する年度ごとに申請するものである。

2 登録及び中体連主催大会への参加を認める条件

- (1) 下記の「3 中体連主催大会参加資格の特例」の全てを満たし、了承していること。
- (2) 申請内容の虚偽が判明した場合、登録承認後であっても登録及び中体連主催大会参加を認めない措置をとる。
※ 選手が不利益を被ることがないよう十分留意すること。

3 中体連主催大会参加資格の特例

(1) 中体連主催大会の参加を認める条件

- ア 中体連の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 選手の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(県内の中学校に在籍している生徒であること)。
- ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等を有する代表者もしくは指導者の指導のもとに、適切に行われている。
- エ 地域クラブ活動にあっては、(公財)岩手県スポーツ協会に加盟している各競技団体に登録していること。
- オ 令和7年12月22日付けで文部科学省が発出した『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』の「II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」を遵守していること。特に、「2 地域クラブ活動に関する認定制度(3)認定制度の概要及び(4)認定されていない地域クラブ活動の取扱い」について運用していること。
- カ 中体連主催大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 中体連(競技専門部を含む)が主催する諸会議に代表者は必ず出席すること。
- ク 地域クラブ活動で中体連主催大会に參加した場合、在籍中学校での中体連主催大会参加は認めない。その逆も同様である。
- ケ (公財)日本中学校体育連盟が発出した「令和8年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則等」※1 及び本連盟が定めた競技細則※2 を遵守し、大会に参加すること。

※1 日本中体連が示す競技部細則(陸上競技、バスケットボール、体操競技、新体操、卓球、剣道)において記載されている「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」とは、次の場合に限る(ただし、バスケットボール、剣道については、さらに限定した内容として記載されている)。

「自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」：市町村等が地域クラブ活動・団体等と連携して運営している地域クラブ活動をいう。

「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」：自治体や各学校、各競技団体等との協議を経て自治体が認めた地域クラブ活動をいう。

※2 本連盟の競技細則（柔道・剣道）は、次のとおり。

専門部	内 容
柔道	団体戦においては、「地域展開モデル地区や自治体主導で展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」の参加を認める。
剣道	<p>【日本中体連「令和8年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則等】</p> <p>团体出場の条件</p> <p>①自治体主導で発足した地域クラブ活動（モデル地区を含む） ②部活動の地域展開を主目的として発足したクラブ活動 ③地域のために日常的に活動が継続されているクラブ活動</p> <p>上記③は、1年以上の活動実績があり、複数学年の生徒が所属していること。かつ、都道府県中体連剣道専門部が都道府県中体連加盟条件を遵守した団体であると判断したクラブ活動とする。</p> <p>団体出場の条件の「③地域のために日常的に活動が継続されているクラブ活動」について、次のとおりとする。</p> <p>「各市町村における地域の実情を鑑み、在籍する学校部活動で出場が叶わない選手の出場機会を保障することを目的とし、地域展開の受け皿として自治体や学校、各競技団体との協議を十分に経て、自治体が認めた地域クラブ活動」とする。</p>

(2) 中体連主催大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 中体連主催大会実施要項及び出場する競技種目の中体連主催大会申し合わせ事項等に従うとともに、中体連主催大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 中体連主催大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が選手を引率すること。
- ウ 万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- エ 中体連主催大会参加費及び大会開催に要する経費については、各団体で負担すること。
- オ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（同一団体等で複数のチームの参加はできない）。

(3) 中体連主催大会への参加を認めない場合

- ア 登録申請及び参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合。
- イ 大会における競技役員や審判へ協力しない場合や諸会議へ出席しない場合。
- ウ 大会準備や運営に支障をきたす事案が発生した場合。
- エ 同一競技内において、在籍中学校と地域クラブ活動、又は地域クラブ活動どうしの複数登録を行った場合。
- オ 複数の地域クラブ活動でチームを編成した場合。
- カ 団体競技において、県境を越えるチーム編成を行った場合（東北中体連確認事項）。

上記ア～カの場合、選手は出場機会を失うことになるので、地域クラブ活動の責任者は十分に注意すること。

また、上記ア～カの場合は、次年度以降の登録も認めない。

4 登録申請の手順

- (1) (公財) 岩手県スポーツ協会に加盟している各競技団体に登録が済んでいるか確認する。
- (2) 本連盟ホームページから申請に必要な様式をダウンロードする。
- (3) 申請に必要な事項を入力の上、令和8年2月18日（水）16時までに岩手県中学校体育連盟事務局へE-mailにて送信するとともに、郵送する。

送信先：i-chutai@helen.ocn.ne.jp

郵送先：〒020-0013 盛岡市愛宕町1-1 岩手県中学校体育連盟事務局

なお、その後の連絡等もE-mailを使用するため、継続して使用できるE-mailアドレスから送信することとし、E-mail以外での申請は受け付けない。

また、事務局においてE-mailを受信後、受け取った旨を返信するので、返信がない場合は、事務局に確認の連絡（電話番号：019-651-1942）をすること。

- (4) 本連盟において、提出された資料をもとに登録審査を行う。
- (5) 審査結果を令和8年3月18日（水）（予定）までに随時E-mailで連絡。登録承認の場合は、令和8年度の登録完了。

5 提出書類

- (1) 様式1 令和8年度地域クラブ活動登録申請書
- (2) 様式2 令和8年度地域クラブ活動の登録・大会参加に係る確認及び誓約書
- (3) 団体規約（団体の活動方針等が分かるもの）
- (4) 団体役員名簿（氏名、生年月日、年齢、性別、職業が必要）
- (5) (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等を証明するもの（コピー等をPDF化して送信、写真データでも可）
- (6) 「自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」「認定地域クラブ活動」の場合は、自治体が認定していることが証明できるもの

登録承認された団体は、5月13日（水）（予定）までに「様式3 令和8年度地域クラブ活動登録名簿」を提出すること。

名簿提出に係る詳細については、事務局から審査結果を連絡する際に伝えることとする。

6 登録及び大会参加申込みに関する留意点 -必読-

- (1) 「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」では、適切な休養日等の設定について、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、参加する大会数の上限の目安等の検討を行うことと示されており、**参加する大会数の適正な設定**がされていること。
- (2) 競技専門部ごとに参加資格に関する細則が示されているので、必ず確認すること。本連盟独自の内容もあり、必ずしも「令和8年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則等」と同じにはならない。
- (3) 参加申込みする選手は、「学校」「地域クラブ活動」のいずれか一方とすること。参加区分における

る二重登録は認めない。

- (4) 選手（保護者）が作成する「参加区分登録書」でC又はDを選択した選手のみを登録すること。
- (5) 「参加区分登録書」提出以後、原則として年度末まで参加区分の変更は認めない。

※ 登録を希望する場合は、岩手県中学校総合体育大会・各地区中学校総合体育大会だけではなく、岩手県中学校新人大会・各地区中学校新人大会の出場についても考慮すること。地域クラブ活動の責任者は、中学生の大会参加機会が失われることがないよう十分に注意すること。

- (6) 団体競技における地域クラブ活動名での参加は1チームのみとする（同一団体で複数のチームの参加はできない）が、例えばスイミングスクールのように個別の施設を有し、異なる指導者が指導に当たっている場合などは、スクールごとの登録を認める。

- (7) 地域クラブ活動は、各地区大会からの参加を原則とする。

ただし、陸上競技（通信陸上大会・駅伝大会を除く）、水泳競技、相撲、ホッケー、スキー、スケート、アイスホッケーについては、県大会からの参加とする。

- (8) 地域クラブ活動が団体競技及び団体戦に参加する際には、同一地区の学校に在籍する生徒のみで編成し、地区中体連を越えた編成は認めない。

ただし、地域クラブ活動から個人競技及び個人戦に参加する場合は、競技細則等を確認した上で生徒が在籍する学校の地区から参加とする。

- (9) 地域クラブ活動が参加することにより、13地区中体連のうち1地区でも会期内での開催ができなくなる競技がある場合は、「県全域の地域クラブ活動のみで行う大会を競技ごとに実施」^{※3}するなどの措置を講ずること。

その際の上位大会への出場枠については、今後、競技専門部ごとに定める。

※3 大会の企画・運営は、県中体連主催大会への参加が認められた地域クラブ活動どうしで行うこととし、県中体連（競技専門部を含む）は大会に関与しない。大会参加登録を希望する地域クラブ活動は、このような状況も想定したうえで申請すること。

- (10) 上位大会への参加権利を得た場合、その権利を放棄することは認めない。